

平成30年度第1回府中市空家等対策協議会 議事録

1 開催日時

平成30年12月26日(水) 10時00分～12時06分

2 開催場所

府中市役所4階 第一委員会室

3 出席者

(委員)

村上 明雄	木下 善雅	梶月 利夫	藤原 幸大
加島 広宣	成田 学	山本 展啓	宮脇 功
高橋 正樹	岡辺 重雄	中村 一夫	松井 稔
品川 朋之			

4 欠席委員

なし

5 議事

- ①空家等対策の取組状況について
- ②重点地区アンケート調査結果について(府中町/飛屋町内会地区)
- ③広島県内の空家等対策の取組状況について
説明者: 広島県土木建築局住宅課 山野内主査
- ④広島司法書士会との協定について
- ⑤特定空家等・特定空住戸等の認定及び措置について(※非公開)

6 配布書類

開催次第

配席図(表面)/府中市空家等対策協議会委員名簿(裏面)

資料1 空家等対策の取組状況

資料2 重点地区アンケート調査結果報告書(府中町/飛屋町内会地区)

資料3 広島県内の空家等対策の取組状況

資料4 広島司法書士会との協定書等

資料5 特定空家等・特定空住戸等の認定及び措置資料(※傍聴用なし)

参考資料 空き家啓発パンフレット

7 傍聴者

13人

8 議事の内容

○開会

○副市長挨拶

○配布資料確認

傍聴人に議事⑤の非公開について連絡

○委員紹介及び会議成立の報告

○会長・副会長の選出

岡辺委員を会長、山本委員を副会長に選出

○議事進行交代

○会長挨拶

【会長】

会長に選出されました岡辺でございます。前回に引き続き重責を賜るといふ事になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先程副市長さんのお話にもありましたが、本来ですと夏に1回やろうと考へておりました会議でございます。豪雨で随分な被害をもたらしたということで、その対応等あり、遅れの原因になったという説明がございました。この話は、当然お住まいの住宅も被害を受けましたが、空家の方も被害を受けたりしております。結局のところ空家が増えたのか減ったのか、その後どうなっているのか、より大変な状況に陥っているのではないかと推察しております。その話は今回出てくるかどうかわかりませんが、引き続き、空家問題はしっかり取組んでまいりたいと思ひます。

実は私、建築の法律の専門家でございます。空家に関する問題というのは、元々昭和25年に出来た建築基準法の中でも使えない建物は改善命令を出したり、使用停止、あるいは解体しろというような命令を出せる事にはなっているのですが、なかなか個人の財産の問題ですので、実質的に

は機能してこなかった。それが数年前に空家等対策特別措置法ができて、個人の財産を行政が代執行できる、行政が関わって取り壊しができる。但し、個人の財産であるので、丁寧な計画と十分な審議が必要であるという次第でございます。

従いまして、その法律に基づいて設置されておりますこの協議会というのは、それなりに個人の権利を扱っていくという事で、極めて重い責任を持っていると認識しております。

そういうことで、丁寧な説明をすると時間が長引くかもしれませんが、引き続きよろしくお願ひしたいところでございます。

では、議事を進めてまいります。

○議事録の署名委員の指名

○議事

【会長】

それでは、議事に入ります。事務局から議事①と議事②について、続けて説明があるとの事です。ご質問、ご意見については事務局の説明の後にお願いすることといたします。それではよろしくお願ひします。

○議事① 空家等対策の取組状況について

事務局より説明（資料1）

○議事② 重点地区アンケート調査結果について

事務局より説明（資料2）

【会長】

ありがとうございます。では、改めましてこの資料①、資料②についてのご質問、ご意見を求めたいと思います。

振り返ってみますと、空家等対策計画というのを策定して、対策を進めていこうという事で行った。この計画では、空家というものを再利用する・利活用するだけではなくて、取り壊すべきものは取り壊す、また空家になる前からの対策も行っていく、そのような観点のことが述べられておりました。そのことに触れておりませんでしたので、ちょっと話の全体像が見えにくかったかと思います。

一言でまとめると、色々具体的には取組んでいるけども、目標数値とい

うのが少し高すぎたかなという辺りであろうかと思いますが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

資料①の P.2 になりますが、平成 30 年度までの相談状況の集計が出ているかと思うのですが、7 月に豪雨災害もあった訳ですから、そういった内容もこの件数の中に含まれているのでしょうか。いつ時点の相談状況になりますか。

【事務局】

集計の時点を明記していなかったのですが、12 月 21 日時点の数字となっております。

【会長】

ついでにお聞きいたしますと、これは空家の相談ということで、災害で罹災したという相談はまた別途ということでしょうか。

【事務局】

災害については別となっております。

【会長】

他にご意見、ご質問はございますか。空家対策というのはそんなに一度に目覚しい進み具合をするものではなかろうと思えますし、これまでの取組の状況の中で予想以上に実態的なことが見えてきた部分もあろうかと思えます。

また、アンケートにおいても、なかなか実態を考えると簡単な事ではないという部分も見えてきたのだらうと思えます。

これらにつきまして、他にご意見が無いようでしたら、今頂きました様な話を参考に、事務局の方で引き続き進めて頂きたいと思えます。

【副市長】

ちょっと話題提起というか、議論提起という意味も含めまして、今後は利活用の加速・促進というのも考えていきたいという中で、空き家バンクの登録実績が少ないと。これに対して、委員の皆様方、事務局、また県内状況なども含めて、アンケート結果にも若干ありましたが、こういった辺

りが原因で進まないのか、空き家バンク自体のPR・周知されていないことはあるのですが、それ以外に感じている事、見えているものがありましたら、今後の参考としても意見をいただければと思います。まず事務局からどうですか。

【事務局】

資料②のアンケートからですが、このアンケートを行なった事で、実際に窓口の方へお越しになって相談を受けたという案件もありました。

老朽化しているが、自身は遠くに住んでいて処理を考えたいといった相談でしたが、長屋で両隣の人とコンタクトが取れないといった悩みがありました。府中市でもそういった相談に対して、調査の方で協力して解決に向けていこうといった話もあります。

アンケートで、今後どうするか分からないと回答した方もおられましたが、アンケートが空家について前向きに考えてもらうきっかけになったという事は感じております。あとこういって中で、相談であれば平成27年度から、空家計画でいえば平成29年度から対策を行い、実績や数値の方も積み上がってきていますので、今後も引き続き状況を見ながら判断していきたいと思っております。

今申しました様に、まずは投げかけをしないと反応が無いという事を今回感じておりますので、そういったところを進めていきたいと考えております。

【会長】

ありがとうございました。地域住民の方あるいは委員の方々に、空き家バンクについての問題・課題、そんなご意見がございましたらどうぞ。

【委員】

空き家バンクの登録者数が増えない原因というお話の中で、現在のところ、宅建協会さんが物件登録出来るかどうかの調査を行なった上で、登録へという流れになっていると考えているのですが、合っていますか。

【委員】

(合っている)

【委員】

そういった中で、一般的に業者さんが扱える物件は空き家バンクに登録される、というところに状況的にはなっているのではないかと考えています。一方で、解体まではいかないけれど、不動産業者にとっては扱いにくい物件に対しての呼びかけというのを、こういった形でしていけばいいかというのは、このアンケート調査上で見ると、どうしても、どうしていいかわからないという方もいらっしゃいますので、そういった相談にのれる、資料には専門家の派遣などでそういったお話とか要望に関してもやっていくというような事が書いてあったので、そういった事をしていってみたいかどうかと思いました。

【会長】

ありがとうございます。空き家バンクと一般の不動産市場との関係性の議論を頂きました。多分、程度のいい空家は、別段空き家バンクに登録しなくても、民間の市場の中で新しい居住者を見つけられるのではないかと。むしろもう少しレベルの低いものについて登録するというような事をやっている。それはその関係をどうするかという様な問題だというお話です。事務局から何か意見等ございますか。

【事務局】

この後もそういった話もしますが、やはりそういった登録の前の前捌きが必要だと考えております。この後ご説明しようと思っておりますが、やはり相続の話であるとか、所有者関係であるところの対応に向けて、広島司法書士会様と協定を結んだところですが、そういった前捌きをしながら増加に繋げていきたい、進めていきたいというところでございます。

【副市長】

提起させてもらったのは、少しもったいないなというのもありまして、もう一つ、前に県庁で移住・定住の担当部署をやっていまして、空き家バンクとも相当関わりがあった中で、実際よその市町はもっといっているのではないかと。尾道の例もありますし、私が北広島町へ赴任していた時も、10年くらい前なのですが、もうちょっと桁が「0」一個違うぐらい掘り起こしてました。あそこらは古民家系が多かったのですが。とすると、一体どこがボトルネックになっているのかというところをちょっと掘り下げたくて、あとこちらへ来て、所有者さんと家主さんと借りたい人という、所有者と家主が一緒でないケースもあって、なかなかそ

このマッチングも難しいというのは聞きました。特に府中市の市街地の関係もあるのかなと思っていて、そこらは単純に空き家バンクがありますよというだけではなく、じゃあもう一步進むにはどうすればいいのかというのを、これから掘り下げていかなければいけないのかなと思ひまして、お伺いさせて頂きました。

【会長】

ありがとうございます。実は、私が付き合っています、いわゆる農村コミュニティ、農山村の部分。これ空家があってもなかなか周りの人達の間があるものですから、新しい人達になかなか譲れない。これは地域で失敗談があって、不動産屋さんをお願いしたらとんでもない人が昔入ってきた事があるよという実態があって、多分空き家バンクというのは、単に物件を紹介するという事だけではなくて、地域のあり方と人をどう繋いでいくかという、村おこしの部分もあるのかなというふうに思います。

その辺の丁寧なケアが出来るよというような事を伝えていけば、少しはまた増えていくのかなと。だから他の地域と府中市というものが、どのくらい、平たく言えばオープンなのか慎重なのか、そういう辺りの問題も関係してくるのかもしれない。

どうですか、他にご意見ありますか。

【委員】

今の副市長さんのご意見の中で、地域の中で拾った声という事で紹介したいと思うのですが、空家になるのだけでもまだ物件はしっかりしているんだと。しかし、こっちへ住む訳にはいかないから、これを何とか処分していかなければならないという事で、何とか再利用出来ないかという事で話をしたんだ、ということがありました。でも、気持ちの底には半分、まだ使える、立派な物件だから手放したくないという心情は大いにあります。私も少し片田舎に住んでおりますが、そういう所になると、よりそれは強いものがあります。

今先生が仰った、周りの目というものも、あそこはどうとう亡くなったぞという話とか、そういうものがある。しかし、その時に今回のこれ（空き家啓発パンフレット）がとても役に立ちました。私、これを早くに頂いておりましたので、これで話をしてあげました。もう将来的に使わないというのが、5年、10年、もうまったく見込まれないという話の中から、そうすると段々老朽化していきますよ、誰にも渡さなかったら税金はこんな

事になると書いてありますよと。私も素人ですからそれくらいしか分かりませんが、そんな話をしたり、そうすると将来的に考えたらどうしても自分はこれを管理出来ないとなると、何とか今使ってもらえる方向に考えた方がいいねという話が成立したという件がありました。

まだ実際に動いてはいないと思うのですが、気持ちの整理は出来たと。こういうことが分からないが為に、これまでと同じ感覚でじっとしているというケースはまだまだ沢山あるというふうに私は考えます。

こうしたパンフレットが大変役に立つのだなという事、もっともっとこれが色々な角度からそういう対象者の考えの元になってくれればいいなというふうなことを考えたところです。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

今ちょっと、まだまだ使えるよとか、大丈夫だから、とか言われるのですが、県の方も来ていらっしゃるのですが、結局中古の住宅になると耐震はどうなのかとか、使えるのだろうけど、法律的に耐震とか防火とか色々な事を言われると使えないという縛りがあるんですね。となると、私は今日、宅建協会の立場で出ているのですが、契約すると必ず重要事項説明書の中に雨漏りがありますかとか、シロアリがどうですかとか必ず記入しないといけない。となると、調査不足であったりするので何かと難しいんですよ。本当に使える状態で、今まで住んでいたのをそのまま使っただけければ、別に問題はないのだろうけど、宅建業者として、もしくは仲介をする立場としては、なかなか難しいところにきているので、それでも契約する場合は、仲介業者は飛ばして、当人同士でやってくださいという様なものが今頃は当たり前になってきている。納得の上で借りてくださいというような格好になるので、ちょっと国とか県とか市とか、その辺の対応をこれからどうにかしなくてはいけないのではないかなと思うんです。というのが、アンケートにもあるように、例えばこの飛屋町の中の 24 件の調査の中でも、結局昭和 25 年以前の建物が 14 件、不明も含めると 20 件。私達業者からすると、お勧めできる物件がどんどん少なくなっている。法律の縛りがどんどんきつくなっており、ここら辺を国全体の事も考えながら、本当にいい古民家、本当にいい物を残そうという意志があるのだったら、国とか県ももう少し、さっき言われていた村おこしではないですが、

この町で、やはり皆でフォローしながら、今まで使っていたのだから使っ
ていいよという様な後押しがないと、なかなか前には進まないのかなと心
配をしております。以上であります。

【会長】

ありがとうございました。色んな意見が出てまいります。時間もおして
まいりましたので、次の話題に移らせて頂きたいと思いますが、今まで頂
きました意見を参考に、事務局の方でしっかり取り組んで頂きたいと思
います。

それでは引き続きまして、議事③広島県内の空家対策の取組状況につ
いてのご説明を頂きます。本日はオブザーバーとして、広島県住宅課の空
家対策担当の方にお越し頂いているという事でございますので、どうぞよ
ろしくお願いいたします。

○議事③ 広島県内の空家等対策の取組状況について

広島県土木建築局住宅課 山野内主査より説明（資料3）

【会長】

山野内さんありがとうございました。ご質問等あればお受けしたいと思
いますが、時間も限られてまいりますので、5分程度で。

府中市におきましても、これまでも色んな取組がありますが、今見て
て感じますのは、やはり空家の取組というのはまだまだたくさんの事例が
出てきているわけではないので、一つの事例を一生懸命PRして、何重に
も使っていくというような事がいいのかなというふうにも感じました。

あとそれと、府中市は出口町も含めて、まちなかの再生というのは結構
頑張っているところがありますが、やはり周辺部分について、もう少し情
報発信が出来ていけばいいのかなと感じました。ご質問等ございますか。

【委員】

空家対策なのですが、私どもの方の町内会もそうなのですが、施設へ入
られた時に、最初は身内の方と連絡が取り合えるのですが、途中から身内
さんも来るのに大変苦勞されて段々来られなくなると、そういう時の対策
といますか、連絡がつかないと自然と空家になっていくので、そういう
ものは他の市等でされているところはないのでしょうか。

【山野内主査】

県内の市や町に関しましても、施設に入居をして長期間空家になられて、連絡もやがては取れなくなっていくというような事が多いので、出来れば早期に何らかの対策を打つという事がやはり必要ではないかなと思います。

【委員】

早期と言っても、話はするが途中で来られなくなっていく。電話連絡できるうちはいいのですが、なかなか電話連絡も出来なくなって、空家になっていく、老朽化していく、草や木も生えて繁ってどうにもならなくなっていくという事で、地域的には非常に苦労しているのですが、よい事例があったらよろしくお願いします。

【会長】

その他、よろしゅうございますか。

【副市長】

スライドにありました 11 ページの人材育成研修会ですが、これはリノベーションスクールみたいな、実際にやってみてというものですか。対象者というのは、どういった方がエントリーできるのでしょうか。

【山野内主査】

この研修を監修していただきました徳田准教授（九州工業大学）が、最初のリノベーションスクールの立上げだったのですが、リノベーションスクールのやり方に限界を感じられて、実は昨年度末にご退任されております。我々もリノベーションスクール、都市型のまちづくり、空家再生の取組というふうに思っております、中山間地域とか広い地域でいう事とはちょっと違うのではないかというふうに思っております。その中で、やはり地域の鍵になる人に出来るだけ参加してもらいたいというふうに思っておりますが、地域の鍵になるプレーヤーの方というのは、なかなか我々のサイドでは見つけにくいというのが実情がございます。そこは地元精通しております様な、地元の市や町の企画系の担当の方と情報を密にして、人を推薦していただければなと思っております。特に研修会に参加する要件というのはございません。

【委員】

時間が無いのは分かって、あえて話をするのですが、県の方も色々な報告をされたのですが、府中の場合、店舗である「恋しき」も民間の方が1億5千万円を集めて再生・活用した事例とか、「出口通り」の取組であるとか、ここにNPOの藤原さんも来ておられますが、地域おこし協力隊の方も一生懸命府中市の為にやっている。また、岡辺先生や広島大学の先生（岡河先生（退職）、塚本先生（退職））など、空家の活用をずっとやってきている。下手だと思えるのは、今までやってきた事が一つもここに載っていないという事。

例えば、「恋しき」に1億5千万円も集めて民間業者でやった事が一切載っていない。出口通りも頑張っている。アルバイトもだし、例えば「平地呉服店」であるとか、色んなところを活用しているという事を是非とも発信してもらいたいです。発信しないから、府中市は何もしないという格好になっている。岡辺先生もずっと府中市に関わっていただいているので、できるだけ今まで何をしたか、商工会議所をはじめ、町家商店とか凄いことをやっているんです。だからやっている事をどんどん発信していくという事をもっとやって頂く事を希望します。以上です。

【会長】

ありがとうございます。その点に関して何かありますか。

【副市長】

県というより、市で色々な情報発信に力を入れていくという事だと思っております。先程の、空店舗や空家を使って、実際に移住をしてこられた方のお店紹介のチラシといいますか、冊子。この町で仕事をしませんかというようなタイトルだったか（「府中でお店をはじめよう」）、企画財政課が関係して作ったのがあったのですが、あまり露出していません。あまり知られていない。そういう意味では、本当に町の魅力を発信していくためのツールとして、空家を使ったり、空き店舗を使ったりという事だと思っておりますので、そういうものについて、行政の方でこれからしっかり発信したり、皆さんに事例として広めていって、府中市にはこういう魅力があるというのを、もっともっと掘り起こしながら発信していくという事に取り組んでいきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございます。誰が利用するのかという様な事に関しては、多分府中市は特殊なといいますか、凄いプレーヤーを呼んでくる前に、府中の中で働いていらっしゃる方で、ちょっと小金を貯めると福山の方に家を買われたりすると。地元で住もう、あるいは取り戻していこうというキャンペーンを是非して頂いて、そういう普通の人達を選んでいく、そういうところで空家の利活用が進んでいけばいいのかなと思います。

時間もだいぶおしていますので、事務局におかれましては今のご意見を参考にいただければと思います。山野内さんどうもありがとうございました。

引き続きまして、議事④広島司法書士会との協定についてご説明頂きます。事務局の方お願いいたします。

○議事④ 広島司法書士会との協定について 事務局より説明（資料4）

【会長】

ありがとうございます。何かご意見ご質問、補足等ございましたらお願いいたします。

これは先行する自治体に続いて何件目かという様なお話でございましたが、協定内容は大体前例にならう、そういう感じですか。

【事務局】

そうですね。協定内容もですし、業務の委託料金の方も単価が決まっています、司法書士会の方で社会貢献も含めてという事で、県内共通の価格で業務していただくという事になっております。

【副会長】

他の市町村でもう既に実際に動いているところ等というのは、情報は入っていますか。

【事務局】

そうですね。福山市さんとか先行してやっておられます。府中市では、広島司法書士会から個別の司法書士さんを紹介いただいて、その司法書士の方と直接契約をさせていただくという流れで考えております。

【会長】

多分事例が個別に有効な事が分かってくると思いますので、情報交換を密にさせていただいて、事例収集を、勉強になると思いますのでというお話だと思います。

他にございますか。無い様でしたら、今の意見も踏まえまして、引き続き対策を進めて頂きたいと思います。

続きまして議題⑤に入らせていただきます。冒頭でもお知らせいたしましたが、議題⑤の特定空家等・特定空住戸等の認定及び措置につきましては非公開とさせていただきます。傍聴されている方におかれましては、大変申し訳ございませんが、一時ご退出をお願いします。本議事が終了いたしました後、非公開を解除いたしますので、その時にまたお声かけをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○傍聴人退出

【会長】

それでは再開いたします。本日は、既に認定している3件の特定空家等の次の措置段階についてと、新規の特定空家等の9件の判定を行なう予定になっております。それでは事務局から一括して説明をお願いします。ご質問はその後にさせていただきます。

○議事⑤ 特定空家等・特定空住戸等の認定及び措置について（※非公開）
事務局より説明（資料5）

【会長】

ありがとうございました。それではご質問、ご意見よろしく願いいたします。

今日の議案は、以前に判定をした「判定番号1～3」については、危険の度合いがより増しているという様なこともあり、1ランク上げて勧告相当にしていこうという話と、「判定番号7～15」については、写真等を見てもお分かり頂ける様に、かなり危険なので特定空家等に指定していこうというお話でございます。

ちょっと私の方から一点だけ質問したいのですが、「判定番号2、3」について、一覧表の右から3番目のところ、助言・指導に対して、「対応なし」と「対応あり」というふうに書いてありますが、この辺りの「対応

あり」というのは、対応したがより悪くなったとかそういうふうに理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

資料⑤の措置の部分の「対応あり」「対応なし」については、反応があったという意味で、建物について何かしていただいたという事ではございません。もう少し言いますと、窓口に来られてそれこそ金銭的な事情であったり、長屋で隣との関係が悪かったりとか、そういった事情等をお聞きしたと。ただ、解体するとか、具体的な対策というところまでのお話は無いという状況でございます。

【会長】

ご意見、ご質問等ありますか。

【委員】

判定項目（2）で石綿の関係なのですが、これは目視で判定されていると思います。今回該当する施設が木造の建物で、建築年も昭和初期のものが多いので、アスベスト関係の可能性はないと思いますが、いわゆる吹付けではなくて、建材等で使用されているような場合、倒壊等で壁も破損したり、風化しているような事が懸念されるのですが、もし判定が難しいとか分からないという場合があれば、アスベスト診断士さん等の専門の方にも見ていただくという事が必要かと思えます。ただ、今回の場合はほとんど昭和初期の木造なので可能性は無いかとは思っております。この判定なしという部分でほぼそうなのかなと思っております。以上です。

【会長】

アスベストに関しては、木造でも、お風呂の天井とか物置小屋の外壁とか、意外な所で使われていたりもします。

何かご意見ございますか。

【委員】

先程、全国で特定空家等を認定されて代執行をされた例を言われたのですが、法的には特定空家等を認定しないといけないと思うのですが、前年度この協議会で、通学路等で緊急を要するものは何とか行政的に処理しないと危ないという話もあったので、是非とも予算をつけて通学路について

は早めに処置しないと。この間の豪雨ではないですが、台風とか自然災害とかあるので、是非ともその辺を行政で検討していただく事が望ましいのではないかという事を助言しておきたいと思います。以上であります。

【会長】

ありがとうございます。危険なものがあればこの場にあげて頂いて、特急ルートで進めるというような事もあるかと思えます。それに関しまして、先程の資料⑤の中で右端の方に出ております、略式代執行候補とある部分の話についてはご説明があまりなかったように思うのですが、事務局の方から説明いただけないでしょうか。

【事務局】

こちらの部分の説明がなかった事、申し訳ございません。これは略式代執行というものと、先程少し話がありました行政代執行というのはちょっと種別が違いまして、略式代執行というのは所有者の確知が出来ない場合、どうしても無い場合に市が先に壊して後で所有者が出てきたら費用を請求するというような、順番が逆のようなやり方がございます。これは空家法に基づく措置になるのですが、この時点で所有者調査が済んでおまして、関係人がいないという事が分かっている。いないと言いますか、例えば全員相続放棄をしている場合もそれに含まれますし、戸籍や住民票上の住所はあるけれどその住所に居なかったり、行方が分からないといったものも、こういった所有者不在というものに含まれます。

また、判定番号12の建物についてはちょっと経緯が違いますが、最終的に法人の所有になっていて、その法人が解散しているという案件がございます。これも今の市の整理でいうと、所有するものがないという事で、略式代執行の候補であると考えております。ただ、実際に略式代執行するかしないかという点については、予算の関係もございまして、個別に検討していく部分になるのですが、案件としてはそういった候補になるものとして挙げているというところでございます。

【会長】

今回、助言・指導をしようと思ったがもう関係人がいないので、やりようが無いと。これは略式代執行の候補になるのではないかという話です。もう一つ、ここで言うと判定番号1～3までは勧告の段階に進んで、その先にはもしかすると命令をし、行政代執行するという段階に行くという話

ですね。先程の委員のお話では、特に危険なものについてはスピーディにやる必要があるのではないかという様な事でしたが、行政代執行か略式代執行かどっちかという事では無いのですが、構わずに本人が当然さっさと解体してくれればいいのですが、そういう流れも今後出てくるであろうというお話でした。

他にご意見、ご質問等ございますか。

【委員】

通学路の話も言われましたので、再度空家を含めた通学路。通学路かどうかはよく分からないですが、写真を見ると危険なブロック塀なんかも見られたんですね。そういったところも再度点検をして頂きたいなというふうに思います。

【会長】

ありがとうございます。ブロック塀も、地震で倒れてしまって亡くなったということもあり、学校のブロック塀は全国的にも一気に解体等されていていっていますが、民間はなかなかそうはいかないところがございますでしょうから、今後重点的に調査をしていただきたいと思います。

他にはよろしゅうございますか。それでは、事務局の方から今日のご提案のポイントをもう一度簡単にまとめていただけますか。多分一括して承認していく事になると思います。

【事務局】

再度、資料⑤についてご覧頂きまして、「判定番号1、2、3」については勧告相当という事で措置を行なっていくと、そして「判定番号7～15」については、特定空家等・特定空住戸等を認定した上で、助言・指導相当として措置を行っていく。所有者が分からないものについては、先にとりあえず該当・認定となりますが、その後の措置については検討していくというような事になります。以上、資料⑤の説明と提案とさせて頂きます。

【会長】

再度確認いたします。もしご意見があるようでしたら承ります。無いようでしたら、提案の通りこれらの空家等を特定空家等として認定し、更に措置を深めていくという事について承認いたしますが、ご異議ありませんで

しょうか。

(委員異議なし)

それでは、異議なしと認め、提案の通り承認いたします。以上で議事を終わりましたので、進行を司会にお返しいたします。

○非公開解除

○その他

【会長】

ちょっと私の方から、先程の資料⑤に付加しまして一つだけお聞きしたいのですが、今後勧告をしたりあるいは略式代執行候補になっていくという様な事で、これはいつ頃そういう措置を行う可能性があるのでしょうか。次年度という事でしょうか。

【事務局】

略式代執行については、来年度ということになります。勧告と助言・指導については、この協議会が終わり次第、決裁等を経て、そういった法的措置を速やかに進めていきたいというところで考えております。

【会長】

多分広島県の中でも、先んじて積極的に進めていく自治体ではないかというふうに思っております。委員の心配されるような事故の無いようお願いいたします。私の質問を終わります。

○閉会